

宮崎県結婚支援サービス利用促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

福祉保健部こども政策課

（趣旨）

第 1 条 県は、少子化対策の一環として、出逢いや結婚を望む県内独身者の希望を応援し、ひいては婚姻数の増加につなげるため、予算で定めるところにより、マッチングアプリなど民間の結婚支援サービスを利用する県内の独身者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、原則、申請日において次の要件を全て満たす 18 歳以上 39 歳以下の独身者とする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に、特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構による「インターネット型結婚相手紹介サービス認証」を受けている民間のマッチングアプリ（会員登録に当たって年収や容姿など公平性や合理性が低い項目による審査があり、かつ、その審査項目や基準が明示されているものを除く。）又は県の結婚支援ポータルサイトに掲載されている民間の結婚相談所（以下「結婚支援サービス」という。）の利用を開始していること。
- (2) 宮崎県内に住所を有すること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 3 条 第 1 条の補助金の対象となる経費は、第 4 条の規定による申請日の属する年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払った結婚支援サービスの利用に係る入会金、登録料、利用料、月会費等とする。ただし、ポイントで支払いされた利用料等は対象外とする。

- 2 補助率は対象経費の 10/10 以内（千円未満切り捨て）とし、補助対象者 1 人当たりの上限額は 1 万円（各年度）とする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第 3 条に

規定する対象となる経費を支払った日から3ヶ月を経過した日又は同経費を支払った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金等交付申請書に第3項に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定にかかわらず、補助金等交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

3 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払いを証明するもの（支払先の結婚支援サービス名、日付、金額、内容の記載がある領収書等）
- (2) 補助申請者の居住地を証する書類（住所記載のある本人宛て公共料金領収書、マイナンバーカード（表面）、運転免許証等）
- (3) 生年月日を証する書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証等）
- (4) 振込先の通帳等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条第3項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 知事は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助を受けたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（協力事項）

第10条 補助金の交付を受けた者は、県が実施する出逢い・結婚に関する調査等に協力しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る宮崎県結婚支援サービス利用促進事業補助金から適用する。